

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を更新しました。

平成二十九年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
しんのクリニック	奈良市恋の窪一―五―一	平成二十九年八月一日

二 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
ますが薬局	橿原市中曾司町一七八―三	平成二十九年十月一日
オカダ薬局	天理市川原城町三七七	平成二十九年十月一日